

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（昭和六十年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「場合は」の下に「、浴槽水中の遊離残留塩素濃度が規則で定める基準に適合するよう努めるとともに」を、「結果を」の下に「当該測定の日から」を加え、同条に次の一号を加える。

十六 浴槽に水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

第六条第一項第十一号中「設備の」を「設備を設置する場合にあつては、連日使用している浴槽水を用いる構造でなく、かつ、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、」に改め、「土ほこり」の下に「、浴槽水等」を加え、同項に次の三号を加える。

十八 水位計を設置する場合は、当該水位計は、配管内を洗浄でき、若しくは消毒できる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。

十九 配管内の浴槽水を完全に排水できるような構造とすること。

二十 調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が発生しないよう、薬剤注入口を設ける等により塩素消毒等が行えるようにすること。

附 則

1 この条例は、令和二年七月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の許可を受けて浴場業を営んでいる者に係る公衆浴場については、当該公衆浴場の改築又は増築が行われるまでの間は、改正後の第六条第一項第十一号及び第十八号から第二十号までの規定は、適用しない。